

こども家庭ソーシャルワーカー 資格に関する記者発表資料

2024/06/28 14:00～ @アクセア虎ノ門会議室
一般財団法人 日本ソーシャルワークセンター

日本ソーシャルワークセンターの概要

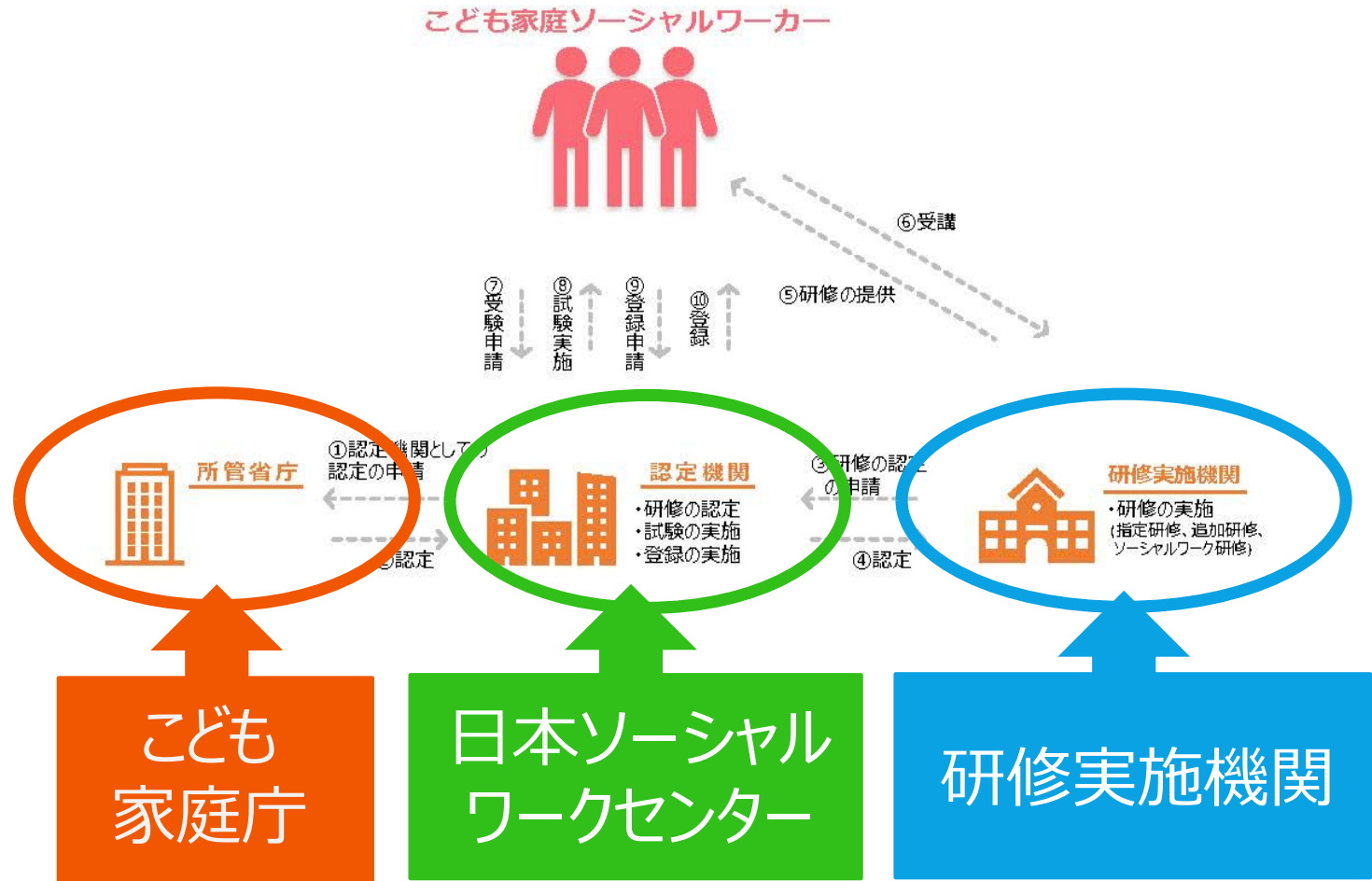
- 名称 一般財団法人 日本ソーシャルワークセンター（JSWC）
- 目的 本センターは、ソーシャルワーク専門職の資質の向上を図るとともにソーシャルワークの普及啓発等の事業を行い、もって人々の権利の擁護及び社会福祉の増進に寄与することを目的とする。（定款 第3条）
- 設立日 2023年6月1日
- 代表理事 白澤政和（国際医療福祉大学大学院教授）
- 2023年12月26日 こども家庭庁から、こども家庭ソーシャルワーカー資格の研修認定・試験・登録を行う団体として認定を受けた「認定機関」です。
資格制度の運営にあたっては、より公正中立性を担保するため、法人内に本資格事業の運営委員会、試験委員会、研修認定委員会などを設置し、様々な皆様のご協力をいただきながら、運営しています。
- こども家庭ソーシャルワーカー特設サイト <https://kodomo.jswc.or.jp/>

「こども家庭ソーシャルワーカー」認定資格の概要

- 2022年児童福祉法改正で盛り込まれ、2024年度から施行された、こども家庭庁所管の認定資格。
- 児童相談所の児童福祉司や、2024年度から市区町村に設置される「こども家庭センター」の統括支援員の任用要件の1つとして児童福祉法に規定されている。
- 「こども家庭ソーシャルワーカー」になるためには、必要な研修受講要件（業務経験や保有資格などで4種類が規定されている）を満たしたうえで、所定の研修を終了し、認定試験に合格して初めてこども家庭ソーシャルワーカーとして登録ができるというしくみになっている。
- 同センターが設置するこども家庭ソーシャルワーカー特設サイトは開設3か月で30万PVを超えた。

こども家庭ソーシャルワーカー資格における 日本ソーシャルワークセンターの役割

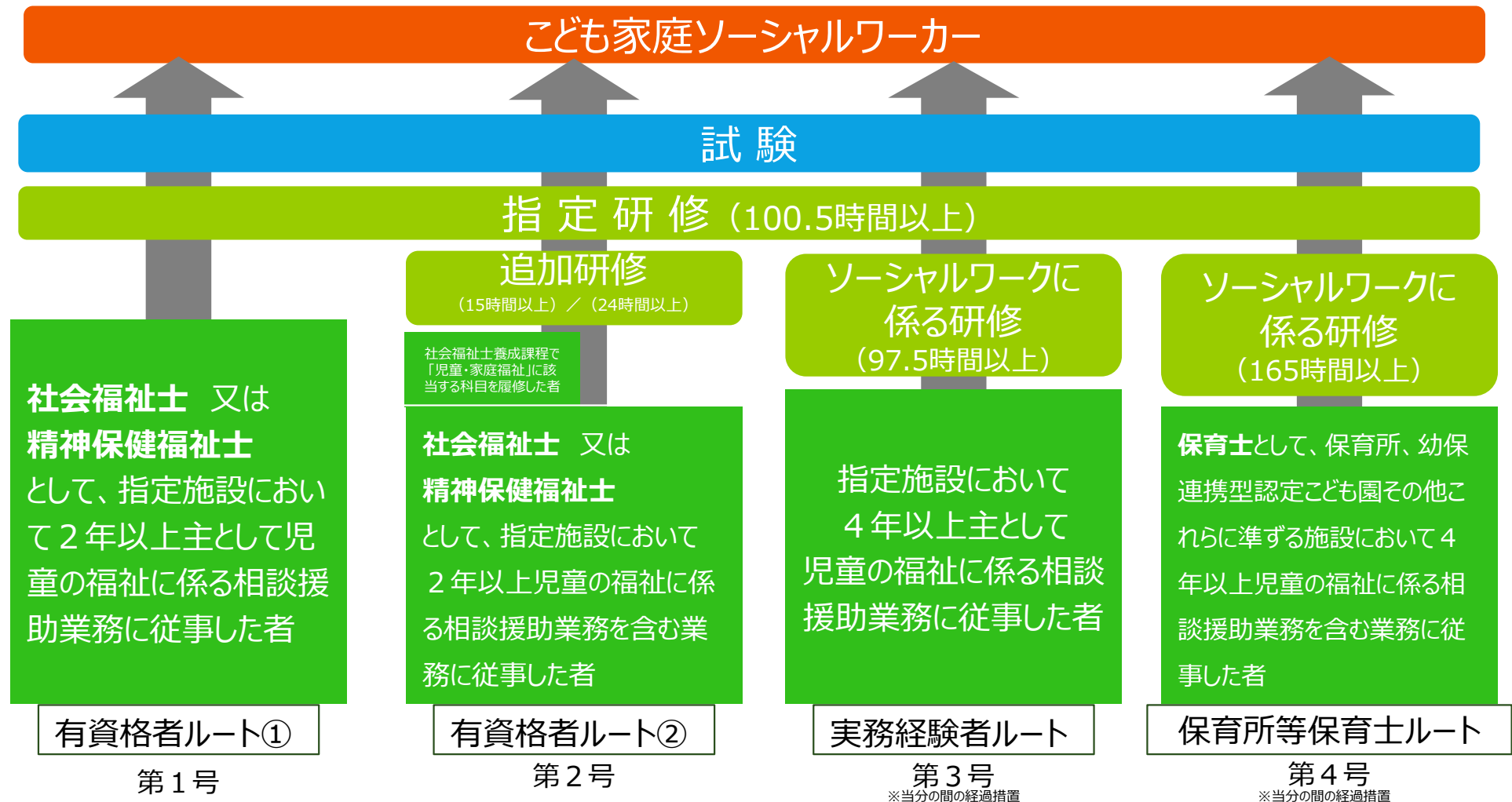
こどもまんなか
こども家庭庁 (参考) 認定資格スキーム (イメージ)



センターの業務：研修の認定、試験の実施、登録の実施
資格の広報啓発、研修認定を希望する学校・団体等への情報提供、
資格取得希望者への情報提供 など

取得ルートと受講要件

こども家庭ソーシャルワーカーになるための4つの取得ルート



各ルートの要件の詳細は、2024年3月18日付こども家庭庁局長通知「こども家庭ソーシャルワーカーの要件について」で定められています。

認定された研修と研修実施機関（2024.6.27現在）

認定された研修は、指定研修14件、追加研修4件、ソーシャルワーク研修3件の合わせて21研修、研修実施機関は7団体。

【リストその1】（機関名五十音順）

研修実施機関の名称	研修（種別）	定員	研修期間	問い合わせ先
株式会社さくら	ソーシャルワーク研修	20	2024/8/3～2024/9/30	株式会社さくら
学校法人滋慶学園 東京福祉専門学校	指定研修	40	2024/10/1～2025/1/31	こども家庭ソーシャルワーカー認定資格担当 電話 03-3804-1515
学校法人滋慶学園 東京福祉専門学校	追加研修	40	2024/10/1～2025/1/31	
学校法人草苑学園 草苑保育専門学校	指定研修	40	2024/10/3～2024/12/26	こども家庭ソーシャルワーカー担当 電話 03-3953-4016 メール cfs@soen.ac.jp
筑紫女学園大学	追加研修	20	2024/11/24～2024/12/22	連携推進部社会連携・国際化推進班 電話 092-925-9685 メール renkei@chikushi-u.ac.jp
一般社団法人 日本ウェルフェアサービス協会	指定研修	20	2024/8/3～2024/9/28	日本ウェルフェアサービス協会
一般社団法人 日本ウェルフェアサービス協会	指定研修	20	2024/9/7～2024/11/2	
一般社団法人 日本ウェルフェアサービス協会	指定研修	20	2024/8/4～2024/9/29	
一般社団法人 日本ウェルフェアサービス協会	指定研修	20	2024/9/1～2024/10/27	
一般社団法人 日本ウェルフェアサービス協会	指定研修	20	2024/8/9～2024/9/30	
一般社団法人 日本ウェルフェアサービス協会	指定研修	20	2024/9/2～2024/10/14	

認定された研修と研修実施機関（2024.6.27現在）

【リストその2】（機関名五十音順）

研修実施機関の名称	研修（種別）	定員	研修期間	問い合わせ先
一般社団法人 日本ウェルフェアサービス協会	追加研修	20	2024/11/3～2025/2/16	日本ウェルフェアサービス協会
一般社団法人 日本ウェルフェアサービス協会	ソーシャルワーク研修	20	2024/11/3～2025/2/16	
日本福祉大学	指定研修 （東京会場）	40	2024/9/17～2024/12/26	リカレント教育事業部 企画事業室 電話 052-242-3069 メー ル recurrent@ml.n- fukushi.ac.jp
日本福祉大学	指定研修 （名古屋会場）	40	2024/9/17～2024/12/26	
日本福祉大学	追加研修	20	2024/11/1～2024/12/26	
日本福祉大学	ソーシャルワーク研修	40	2024/9/17～2024/12/26	
早稲田大学 人間科学学術院	指定研修 （社会的養育総合支 援センター一陽会場）	40	2024/9/1～ 2025/1/31	早稲田大学 人間科学学術院 メール cfs@list.waseda.jp
早稲田大学 人間科学学術院	指定研修 （徳島文理大学会 場）	40	2024/9/1～ 2025/1/31	
早稲田大学 人間科学学術院	指定研修 （早稲田大学会場）	40	2024/9/1～ 2025/1/31	
早稲田大学 人間科学学術院	指定研修 （豊岡短期大学会 場）	40	2024/9/1～ 2025/1/31	

この一覧は、**特設サイト**に掲載します。
今後も研修が認定されましたら、随時**特設サイト**でお知らせします。

こども家庭ソーシャルワーカー認定資格 第1回認定試験

- ・試験日：2025年3月9日（日）
- ・試験会場：法政大学市ヶ谷キャンパス（東京都千代田区）
- ・試験科目：受講した研修の種類や免除科目等の有無問わず、全員が同じ試験を受験する。
- ・試験方法：筆記（マークシート）のみ。実技試験は行わない。
- ・出題：五肢択一を基本とする。事例問題を含む。
「基本的知識を問う単独の多肢選択式の出題」「実践能力が備わっていることを確認・評価できるよう、基本的知識を複合的に理解・解釈・判断できているかを問う事例問題を含む出題」
- ・問題数・科目：4科目・64問
（「こども家庭福祉」18問、「関連知識」14問、「こども家庭福祉とソーシャルワーク（総合）」20問、「ソーシャルワーク」12問）
- ・合格基準：次の2つの条件を満たした者を合格者とする。
 - （1）問題の総得点の60%程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上の得点の者。
 - （2）（1）を満たした者のうち、4科目すべてにおいて得点があった者。

今後のスケジュール(2024年度)

	認定機関（日本ソーシャルワークセンター）	研修実施機関
2024年4～5月 2024年6月 夏以降	研修認定申請受付 研修の審査・認定。 (認定した研修および実施機関を特設サイトに順次掲載)	<ul style="list-style-type: none"> ➡各研修実施機関において、受講者募集等開始 ➡各研修実施機関にて、研修開始予定
2024年8～9月	研修認定申請受付 ➡研修の審査・認定	<ul style="list-style-type: none"> ➡各研修実施機関において、受講者募集等開始 ➡各研修実施機関にて、研修開始予定
2024年11月 2025年1月 2025年2～3月	試験の受験申込受付開始予定 受験申込締切予定 研修認定申請受付 ➡研修の審査・認定	<ul style="list-style-type: none"> ➡各研修実施機関において、受講者募集等開始 ➡各研修実施機関にて、研修開始予定
2025年3月9日	認定試験（法政大学市ヶ谷キャンパス）	
2025年3月以降	試験の実施日から起算し、数週間で合否連絡・資格者登録開始	

➡2025年春には、こども家庭ソーシャルワーカーの誕生の見込みです。

今後も、試験や研修の情報は、随時、特設サイトでお知らせします

「こども家庭ソーシャルワーカー」 特設サイト



最新情報
随時更新中!

<https://kodomo.jswc.or.jp/>



毎月10万PV
総計30万PV超
(2024/03/29~)

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度予算額(案)：177億円の内数(令和5年度当初予算額：208億円の内数)

1 事業の目的

- 令和4年改正児童福祉法により、児童相談所や市区町村(こども家庭センター)等における相談支援等の質の向上を図る観点から、令和6年度より、新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設され、児童福祉司や統括支援員の任用要件の1つとして位置づけられる。
- 本資格は、既に児童相談所、市区町村、保育所、児童養護施設等の現場で働いている者が、100.5~265.5時間の研修の受講等を経て取得するもの。これらの研修等に参加しやすいよう、新たな補助を創設する。

2 事業の概要

① 研修受講支援

こども家庭ソーシャルワーカーの受講対象となる職員が資格取得のための研修に参加する場合に、研修受講料、研修受講に係る旅費、研修受講者の勤務先において研修受講期間中の代替職員を確保するための雇上費を補助する。

② 見学実習受入施設等への代替職員配置

こども家庭ソーシャルワーカー研修の見学実習を受け入れる施設等に対し、当該対応に係る代替職員の配置に必要な経費の補助を行う。

③-a 資格取得者の配置促進(補助金によるもの)

児童相談所やこども家庭センター等の市区町村相談支援部門に資格を有する職員を配置する場合に、当該職員に係る賃金引き上げを行う。

③-b 資格取得者の配置促進(児童入所施設措置費等国庫負担金によるもの)

児童養護施設等や一時保護所に資格を有する職員を配置する場合の措置費として、当該職員に係る加算(手当)を設ける。

3 実施主体等

【実施主体】

- ① 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村
- ② 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- ③-a 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村
- ③-b 都道府県、指定都市、児童相談所設置市等

【補助基準額】①(受講ルートにより異なる、詳細は実施要綱に記載)

- ② 1日あたり8,620円
- ③-a 240千円
- ③-b 292千円(措置費の加算単価)

【補助率】

- ① 国：2/3、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村：1/3
- ② 国：2/3、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/3
- ③-a 国：2/3、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村：1/3
- ③-b 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2 もしくは 国：1/2、都道府県1/4、市及び福祉事務所設置町村1/4

